

西淀川区人権行政推進委員会設置要綱

[2014年2月3日]

(設置)

第1条

すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、西淀川区に「西淀川区人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

2 委員長は、区長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、副区長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外のものを出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議事項)

第5条 区の運営を人権尊重の視点から、総合的に推進するための取組に關すること

2 区における人権教育・啓発・職員研修の取組に關すること

3 その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人事総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

西淀川区人権行政推進委員会委員名簿	
区分	役職
委員長	区長
副委員長	副区長
委員	各課課長